

宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容

磯 永 和 貴

- I. はじめに
- II. 正保国絵図の概要
- III. 史料とその性格
- IV. 宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容
 - (1) 記載内容の翻刻
 - (2) 畠紙
 - (3) 図式
 - (4) 小書
- V. むすびにかえて

I. はじめに

江戸幕府は、慶長を初回として、正保、元禄、天保の各時期に国絵図の編纂事業を行なった。

川村博忠は、各事業における国絵図の様式や特色を系統的に検討して、研究の基礎を築きあげた¹⁾。その後、東京大学史料編纂所が行なった調査研究によって多くの国絵図が確認され²⁾、黒田日出男は川村の系統的特徴に批判を加え、いかなる作製段階の絵図かを考察し、各段階の特徴をまとめる必要性を指摘した³⁾。また、その後日本史学の杉本史子らによって、絵図に関する国家論的考察も進められている⁴⁾。

これらの業績は国絵図研究を飛躍的に前進させたが、今後の歴史地理学的研究の関心としては、基礎的な様式を系統的に把握する方法から、各個別に絵図そのものの内容を詳細に読み込む段階へ進み、それを利用した地域研究を行うことであろう。

国絵図は、近世の歴史地理学的な地域研究の下地ともいうべき、集落や交通・寺社・名所旧跡などに関する多様かつ豊富な基礎的情報をもっており、その利用価値は高い。また、統一的基準によって国絵図は作製されているので、こうした基礎データを他国と比較したり、それをつなげることによって国を越えた広域的な地域、残存の具合によっては日本全体にいたる考察も可能である。さらには、各時期の国絵図を重ねることによってその変化も検討でき、さまざまな活用が期待できる。

絵図研究は、絵図そのものの検討とともに、それを利用した研究も必要である。しかし、国絵図は貴重かつ大きいために展示される機会も少なく閲覧さえも困難な場合が多いので、まずは国絵図の記載内容を資料化する必要がある⁵⁾。

また、本稿で取り上げた正保国絵図は、江戸幕府の数次にわたる国絵図の編纂事業のなかで、それまでの国絵図と異なり、全国を統一的に調製した行政的原理の強い、わが国初の本格的な国土の基本図的性格を持つもので、その後における国絵図の基本とされたきわめて貴重なものである。しかし、各時期における国絵図に比べ研究も少なく、未解明な部分が多い。

以下、本論は、新発見の宇治市歴史資料館に所蔵される畿内の代表国である山城国の正保国絵図（以下、資料館本と略、図1）を中心に、その記載内容を資料化し、特徴を考察するものである。また、本絵図の特色をより鮮明にするために、川村や黒田の

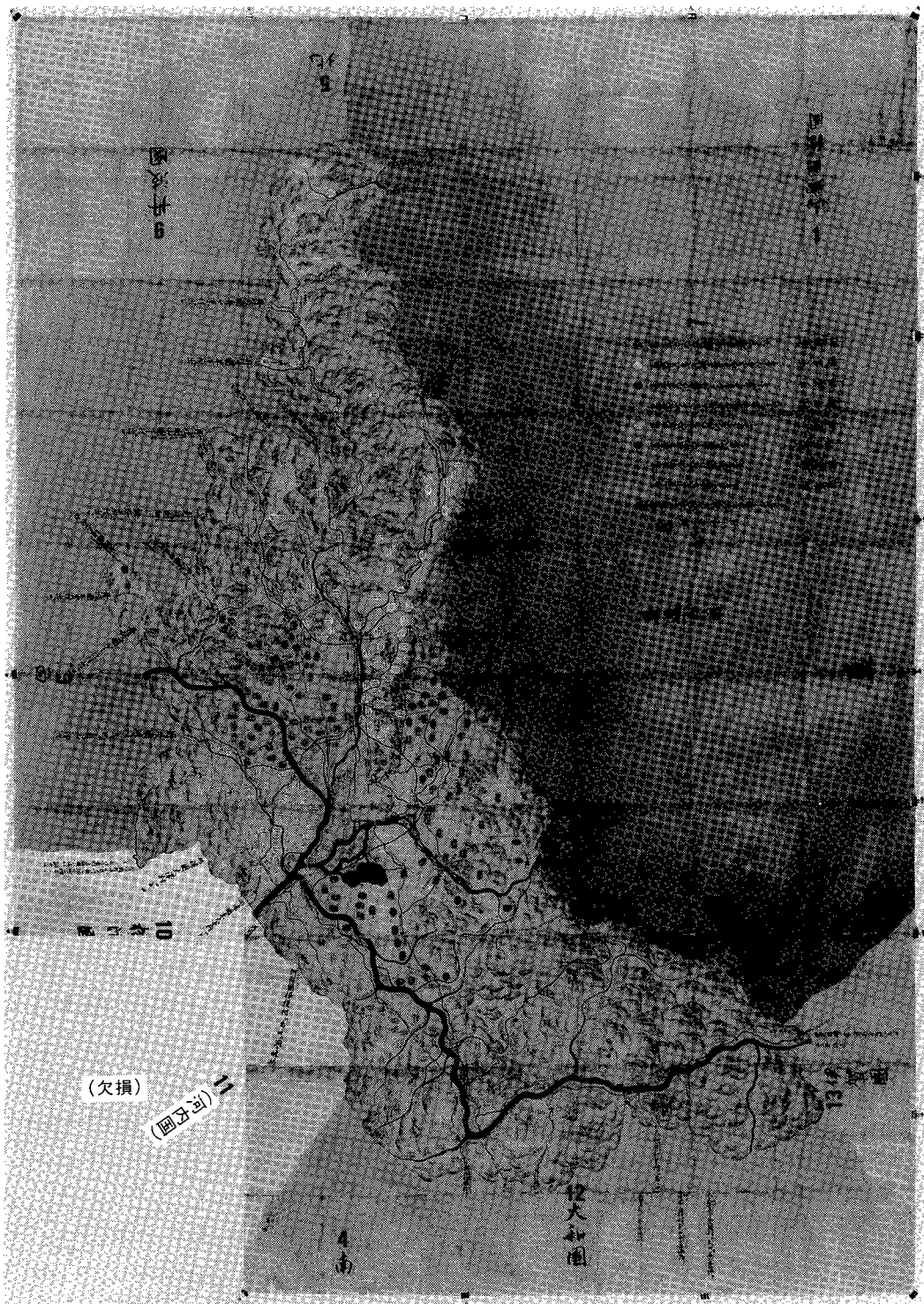


图1 正保山城国絵図
(宇治市歴史資料館所蔵, 387×275cm)

研究成果を利用して幕府の作製基準や他国の国絵図の様式と比較し、国絵図の添物であった郷帳類も考察したい。こうした検討によって正保国絵図そのものの特徴を明らかにし、次の研究課題となる個々の図像表現の分析をはじめ、絵図そのものの空間構造や国絵図を利用した近世の地域研究についての問題を指摘したいと思う。

II. 正保国絵図の概要

まず、本稿の前提となる正保国絵図の作製過程とその現存する国絵図の概要、正保国絵図の統一的な作製基準などを、現在までの到達点である川村や黒田などの研究によって検討しておく⁹⁾。

正保元(1644)年、幕府は寛永日本図編成にたずさわった大目付井上政重を首班に、同宮城和甫とともに奉行に任命し、諸国の主な大名や代官など(絵図元)に統一的な作製基準を示して、国絵図・郷帳・(道帳)・城絵図の徴収を命じた。絵図の担当は、一国を国内の一大名もしくは代官などが当たるとは限らず、一大名の数カ国受け持ちもあれば、一国を数名で相持ちする場合もあった。

早速、諸国の絵図元は幕府の指示と指導に従いながら下絵図を作製し、さらに幕府の意向に合致するため、下絵図(窺絵図)を数度にわたって奉行井上政重へ持参して内見を仰いでいる。窺絵図は1年も経ないうちに内見されたので、多くのものは全面的な作製のやり直しが行われ、慶安2(1649)年頃に漸く幕府の推薦した特定の絵師によって清書され、献上されたようである。

このように幕府の強い指導によって作製された正保国絵図は、官庫に国土の地図と台帳を収納することを目的にした行政的原理の強い絵図で、次に作製される元禄国絵図を「新国絵図」と呼ぶのに対して、「古国絵図」といわれている。

さて、こうして作製された献上絵図であったが、どのようなものが現存しているのだろうか。まず、現存する正保国絵図には、a. 献上された国絵図に

関連すると考えられる幕府の官庫であった紅葉山文庫や勘定所などに所蔵され、それを引き継いだ国立公文書館の内閣文庫のものと、b. 各地方に残る作製途中の図や献上本の控図、元禄国絵図作製のために模写された図など、と大きく二つの系統のものがあると考えられる

aの内閣文庫のものには、元禄・天保国絵図の献上本の大半が所蔵されるが、正保国絵図の献上本は1枚も現存していない。現在内閣文庫に収蔵される正保国絵図と称されるものは、中川忠英旧蔵本の43カ国分(以下、中川本と略)と松平乗命旧蔵本の39カ国分(以下、松平本と略)で正保国絵図を模写した図である。しかし内閣文庫の国絵図は、残念なことに閲覧が停止され、実見による詳細な比較はできないので、福井保⁷⁾や川村の研究をまとめ、それに若干の補足を加えたい。

中川忠英は、幕臣で長崎奉行、後に勘定奉行、関東郡代、大目付等の要職を歴任し、「清統紀聞」などの著作があり、幕府記録や史書類の所蔵が多く、その大部分は弘化3(1846)年に忠英の孫、佐渡奉行中川忠潔によって幕府に献納されたらしい。福井は、模写年代について中川家文庫印のないものには忠英の没後と考えられる比較的新しいものがあるとするが、印のあるものは忠英が家督を相続し没するまでの明和4(1767)～文政13(1807)年の間に模写されたと考えられる。

松平乗命は岩村藩主で、彼が明治6(1873)年に政府の要請によって藩主代々の所蔵した絵図を献じたものが松平本であるらしい。模写の年代について福井は、享保年間(1731～1736)年頃と推定している。

これら両模写図の詳細な描写の比較は検討されていないが、全体にみて中川本の方が松平本に比べて原本を正確に筆写しているようである。

しかし、模写の原本はすべてが献上本ではない。川村の研究によると、正保国絵図の献上本は収納直後の明暦3(1657)年の明暦大火によって一部が消失したらしい。肥前・周防・長門などの国絵図は、そ

の後寛文(1661~1673)年間に再提出されたものであることが指摘されている。再提出にあたっては、藩に残された正保国絵図の控図をそのまま写した図もあった。しかし、領主が交替していた場合はその名を訂正した図もある。中川・松平本が模写された年代は再提出後であるから、こうした寛文頃の図を模写したものが含まれている。事実、中川本の周防・長門、松平本の長門は、石高や領主が正保国絵図作製時期とは異なることから、再提出時に書き替えられた図を模写したものであることが確認されている。

このように、中川本と松平本には、明暦大火の消失を免れた幕府官庫の献上本を模写した図、明暦大火後の再提出時に地方に残された献上本の控図をそのまま模写した図、再提出にあたって領主や石高を訂正した図、の3種があると考えられよう。

bの地方のものには、すでに指摘したようにさまざまな作製段階ものがある。複雑な作製を経ているのでその段階を説明し、整理してみたい。

まず、こうした大きな図を作製する場合、一般に多くの下絵図を描いて清書したので、その類のものが考えられる。第1段階の下絵図ともいうべき彩色や文字の記入が完全でないものや、記載内容は正保であっても幕府の作製基準に合わない絵図である。また、一国を数名の大名や代官などが担当した場合、それぞれの担当区域ごとに絵図が作製されているので、その区域ごとの下絵図と、それをもとにした完成図というべき第2段階の絵図があろう。さらには、こうした区域別の絵図を繋ぎ合わせて一国絵図を仕立てるもととなった第3段階の下絵図もあった。

これらを総合して漸く完成した国絵図は、数回にわたって窺絵図として国絵図の総責任者であった大目付井上政重の内見が加えられ、問題があると再度の調整が重ねられた。こうした内見で不合格となった窺絵図も、地方には残されたであろう。さらには、内見を経て幕府に献上された国絵図も、その後のために控図がとられている。

また、幕府は元禄国絵図作製の参考資料として、

献上された正保国絵図を写させているので、これらも地方に残されたであろう。この時に写した献上された正保国絵図といっても、先に述べたように明暦大火によって消失して再提出されたものもある。さらには、地方に残された完成度の高いものは、利用頻度が高いので、ことあるごとにさまざまな写しが作製されている。

以上のようにbの地方のものは、国絵図の作製諸段階を示す下絵図・窺絵図・控絵図の3種、元禄国絵図作製に関連した模写図、国絵図作製以外の理由による模写図、と大きく分類できる。

さて、こうした国絵図の多種多様な種類を検討するには、まずは川村のように幕府の作製基準を検討し、それをさまざまな正保国絵図と比較する必要がある。幕府が指示した国絵図作製基準は、すでに川村によって佐賀藩の全文が紹介され、さらに同藩や萩・金沢藩の補足も加えて論じられている。しかし、これらすべての条項が検討されていない。前述のように、さまざまな種類のものがあるので、それを判断するためにも、幕府から示されたすべての基準と比較する必要があるように思われる。また、幕府の基準以外にも絵図そのものから得られる共通した特徴があるが、これらは幕府の作製基準とは区別してまとめなくてはならない。

しかし、各地に現存する正保国絵図のほとんどは、先に示したような種類が正確に判明していないので、黒田が指摘するように「国絵図研究の現状では、現存する正保国絵図の一点毎に、(中略)作製過程に則した分類と、写図についての作成・使用目的とその時点に応じた具体的な把握を、更に積み重ねていかなければならない」⁹⁾のである。本論はこうした研究の一つの事例となろう。

III. 史料とその性格

幕府の正保国絵図作製に関する絵図元への指示は、正保元(1644)年の12月中に行われた。山城国では、京都所司代板倉周防守重宗、乙訓郡長岡の大名永井

日向守直清、代官奉行五味金右衛門豊直が絵図元に任命されている。直接国絵図を作製にたずさわった「郷廻奉行」は、板倉に仕えていた関屋市郎右衛門と梅戸八右衛門であった。正保2年4月7日には、五味から永井宛に板倉と3人で調査を担当することが伝達され、先の郷廻奉行と思われる兩人に領内の絵図に関する情報を提供するよう求めている⁹⁾。郷廻奉行は、村々に出向いて調査を行い、村からの差出帳やそれに付属する絵図などを2年から3年までに集めて回った¹⁰⁾。また、同3年中には国境に問題のある個所の調査が進められた¹¹⁾。

国絵図の完成年は、同絵図に城が描かれる絵図元の一人である永井直清が、慶安2(1649)年7月4日に長岡より摂津国高槻に移封しており、これまでであるとみてよかろう。他国の国絵図献上年は、正保2年～慶安2年までであるが、慶安2年に提出されたものが最も多い。また、正保国絵図の石高と一致する慶安2年2月の年記がある「山城国村々郡付並高付之控」¹²⁾があり、この前後が正保国絵図の提出日である可能性が高い。こうして幕府に献上された正保山城国絵図であるが、現在確認できたものには次の3点がある。

1. 内閣文庫蔵の中川本 現在のところ、山城国では正保以前の幕府撰にかかわる国絵図が未発見であるから、内閣文庫の正保国絵図が最も古い信頼あるものと考えられてきた¹³⁾。内閣文庫のものには、前述のように松平本と中川本がある。しかし、現在内閣文庫所蔵の国絵図は閲覧が停止されており、それらを実際に比較することはできない。ところが、幸いにも宇治市歴史資料館には『宇治市史』編纂の際に収集された中川本の写真版があるので、これによって検討ができる。

中川本は、南北326×東西225cmであり、資料館本よりも小さい。これは、図の描写が小縮尺で描かれているのではなく、図そのものの縮尺は資料館本とまったく同じである。要するに資料館本は余白が大きい。本図には各村の石高記載がないし、後に述べ

るように朱字による訂正がある。また、きわめて薄い紙に描かれており、原本に直接のせて模写したのであろう。

2. 宇治市歴史資料館本 資料館本は古書店より本館が購入したもので、伝来などは不明である。また、作製年もない。

南北387×東西275cmの大きさで、南北が10紙、東西が10紙によって繋ぎ合わされている。南西の隅、河内国の隣国色分けに当たる6紙が欠損する。

南北が15折り、東西が8折りに畳まれて、題名もない帙(損傷を防ぐための包むおおい)に納められている。帙は新しいもので、絵図の折りは新たに畳まれたものと考えられ、従来は現在の倍程度に折られていたようである。表紙は現在みられないが、前述したように一部が欠損しており、表紙は痛みやすいところでもあることから、従来はその部分であった可能性が考えられる。

資料館本は、前述の欠損部分の他に、大和国国境の一紙が従来と違う場所に移動して貼られている。一紙と一紙の継目も痛んでいるところが多い。これは、紙の継目で剝離し、それを後に繋ぎ合わせて裏打ちしているからである。また、文字の摩滅も進み、すでに判読が不可能なものもあるので、記録保存をはかることが望まれる。ここに本研究の緊急的意義があり、その一方で早急な補修が待たれる。

角筆(動物の角などで作った筆で、色を付けずに形をつける下書きに用いる)の跡はみられず、比較的薄い紙に描いているが、色はきわめて明瞭に塗られ入念に作製されている。極細の墨線で基本的な地形や道路・河川・村型の線などが描かれ、その上に彩色が、場所によっては多少の前後があるが、河川・道路・図像・境界・文字と施されているように考えられる。国境線の山頂に樹木が描かれる場合、隣国色分けは重ならないように避けて彩色しており、下地の紙が見られる。隣国色分けや村型の上に文字が書かれること、図像が混んで描かれている場所では空いている隙間に文字を小さく書き込んでいること

などから、最後に文字が記入されたのであろう。

3. 個人蔵山城国大絵図 元禄4年に模写された絵図であるが、石高から正保国絵図であることがわかる。模写は丁寧ではなく、郡ごとに色を分け、村の位置を示す村型を長方形にし、寺社・旧跡とその由来や村名・石高などを畠紙（^{ういし}図面の余白部分）に書き出しており、幕府撰正保国絵図の様式から逸脱している。幕府の国絵図事業とは異なり、識者によって写されたものであろう。畠紙にさまざまな記載をする様式は、木版刷りの国絵図と似た点があるので、何らかの関係があるのかもしれない。

4. 郷帳 以上の国絵図の他に、正保国絵図の石高と一致する次の3点の郷帳がある。国絵図の添物として両者は不可分な重要史料となるので、これらも検討に加えなければならない。

郷帳作製に関する幕府の指示は、(ア)石高の郡別集計、(イ)帳の末尾に一国総高、(ウ)郡・村名の難字に仮名、(エ)山の「はへ山」と「芝山」の区別注記、(オ)水損・旱損の村に注記、である。いずれの郷帳も、同じ順序で郡ごとの村名と石高、そして郡と国の総計が記され、先に示した幕府の指示の(ア)と(イ)は守られている。また、②の郷帳のみは(ウ)の指示にある難字に仮名がふられる。しかし、これ以外の幕府の指示を守っていないし、異動や誤脱があるので、後に簡略に写されたものと考えられる。

① 慶安2(1649)年2月「山城国村々郡付並高付之控」伊勢田来迎寺文書¹⁴⁾：本郷帳は、愛宕郡、久世郡、相楽郡、宇治郡と綴喜郡の一部を書いている。郡ごとに村名と石高を羅列し、郡高を最後にかかげる。前述のように本郷帳の年記が、正保国絵図の献上年である可能性が高い。

② 万治4(1661)年2月「山城国中在々村高帳」郷ノ口区有文書¹⁵⁾：本郷帳は、①と同様の記載内容で全郡が書かれており、最後に「右者板倉周防守様國中御改之時那付村付高和ル其奉行関屋市郎右衛門梅戸八右衛門両人也」とある。この二人は、前述したように実際に国絵図作製を行

なった郷廻奉行である。この郷帳の石高は『角川日本地名大辞典26 京都府上巻』¹⁶⁾に正保郷帳の石高として採用されている。また、本郷帳の万治4年は、明暦大火の4年後であり、正保国絵図の再提出に際した添物に関連する可能性が考えられる。

③ 延宝8(1680)年11月「山城國中御知行高郡数里数控写」樺井忠広家文書¹⁷⁾：本郷帳は、②の記載内容の他に郡ごとの「里数」(村数)を載せ、さらに国全体の郡数と村数を帳の最後に掲げている。

以上が本論で使用する史料である。以下では、資料館本と、最も幕府撰に近く検討が可能な中川本を比較して、両者の特徴を明らかにしたい。また、石高については郷帳を含めて検討する。

IV. 宇治市歴史資料館本「正保山城国絵図」の記載内容

(1) 記載内容の翻刻

すでに指摘したが、中川本には石高の記載がないので、資料館本の方が資料的価値が高い。そこでまず記載内容の検討に入る前に、中川本や郷帳と比較しながら、最重要資料である村名とその石高の一覧(表1)および郡ごとの絵図解説図(図2)を示す。ついで、畠紙部分・図式・小書に分けて翻刻を付し、幕府の作製基準や他国の国絵図と比較して、正保国絵図の特徴と問題点を述べることにする。

記載内容の翻刻にあたっては、次のような点を考慮した。

まず、解説図(図2)に示した山河・道路・村型などはできる限り正確なトレースを期したが、樹木・寺社・名所・旧跡などの図像は省略し、寺社と名所・旧跡についてはその場所を記号によって示した。また、記載された文字方向に合わせて記号や数字を記入している。ついで、畠紙部分の記載は、図1に位置を番号で示し、他の項目は絵図目録に示された郡の記載順に資料化し、解説図の番号と一致させた。

また、虫損や摩滅によって文字が解読できない場合、中川本や郷帳によって補った。注記については()に記したが、長文の説明を要する場合は適宜別に注記を付した。さらに、紙数の都合上数字はすべて算用数字に改め、文言も同じものは略している。各項目ごとの細かな注記はそれぞれの翻刻に記しているため、利用にあたってはそれらを十分に参照して欲しい。

(2) 罫紙

外題(絵図の題目) 絵図裏は無記名であるが、絵図面に「山城国絵図」(図1-位置番号1)と北東角に南から北へ書かれた外題がある。中川本には、絵図裏(折り畳んだ表面)に「正保山城国絵図」と朱筆で「玉」とあり、「中川」の印がみられる。内側には、「中川家蔵書印」と「図書局文庫」の印、絵図目録の題目としてその先頭に「山城国絵図」とあるが外題はない。絵図目録の題目が外題の役も果たしているように考えられる。また他の中川本は、国名に絵図を付す題目で絵図面のみに記している場合が多く、一つの特徴となっている。正保国絵図における絵図目録の題名は、「備前国九郡」などと国名に郡数を付す場合と外題と考えられる「肥前一国絵図」「伊豆国絵図」などがある。

慶長国絵図では、絵図目録の題目と裏書きに外題らしきものがあり、その後の寛永国絵図とされる備前ものには「備前国九郡絵図」、備中には「備中国絵図」とあり不統一である。前述のように正保においても幕府の指示はなく、統一されていない。幕府は、元禄国絵図において絵図目録を重視し、指示した絵図基準の10カ条のうち3カ条がそれにかかわるもので、題目も「何国(または何国何領)高都合並郡色分目録」と統一されている。ただし、絵図目録の題目以外に外題がみられないものもある。天保国絵図では、外題と絵図目録の題目を別に分離してそれぞれを書くことになる。

こうした外題・絵図目録の題目について、川村や

黒田は十分に検討していないようである。外題と絵図目録の題目は絵図の顔ともいうべきものであり、各絵図における箱や袋の有無とその外題を含め、再検討する必要があるように思われる。

絵図目録 次のように郡別の村色分けと郡高、郡名、国全体の総計を記している(図1-7)。

- (緑色) 高35,047石7斗2合8夕6才葛野郡
- (白色) 高26,489石4斗5升4合8夕1才愛宕郡
- (紫色) 高15,211石9斗8升2合1才宇治郡
- (黄色) 高24,730石9斗1升8合3夕2才紀伊郡
- (桃色) 高25,859石8升4合7夕乙訓郡
- (柿色) 高22,394石8斗8升久世郡
- (青色) 高28,665石5斗9合綴喜郡
- (薄黄色) 高37,591石9斗相楽郡
- 都合 215,989石6斗2升1合7夕

目録の内容は、他国の国絵図に多くみられる、石高と凡例を合わせて掲載する方法と一致している。しかし、他国では石高と凡例のどちらか一方の場合もあって統一的でない。外題で述べたように絵図目録に関する幕府の指示は正保ではなく、元禄で初めて石高と凡例を合わせる様式が示されて統一化される。これらは、上述したような外題や絵図目録の題目が分離していくことと関係がある。

この他の様式として、正保国絵図に一般にみられる石高の領主別内訳がなく、当該国絵図の特徴となっている。記載がない理由の一つとして、山城国における一村内の相給が多いことが掲げられるであろう。例えば西院村は、享保14(1729)年の「山城国高八郡村名帳」¹⁸⁾によると、2,878石余が、宮家6、公卿5、寺社54、その他5、計70の領主で相給されている。このような多くの領主すべてを国絵図で表示することは不可能である。ちなみに次の元禄国絵図において、幕府の指示で領主名は記されなくなる。

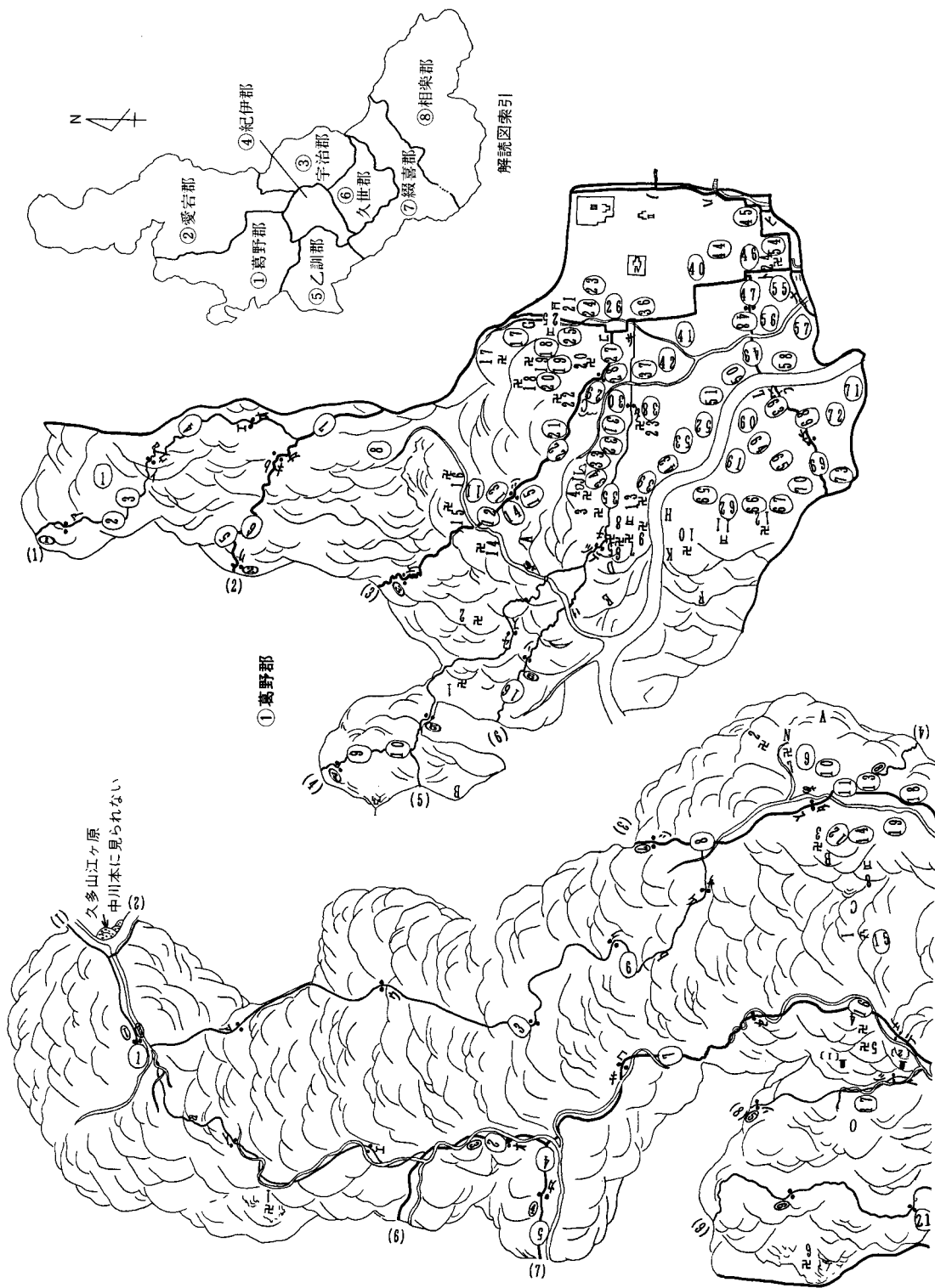
中川本と資料館本の目録の様式は一致する。しかし、資料館本が郡ごとに色が異なるのに対して、中川本の村色分けの彩色は3色であり、村型の半分ずつに異なった色を塗るなどして、各郡の村を識別できるようにしている。また、目録の記載順は同じであるが、朱字で宇治郡には「此色乙訓郡」、紀伊郡に

表1 村名・石高一覧

- 注1：国絵図の文字が摩滅などで判読できない場合、注3の石以下を推定する郷帳によって（ ）に示した。
 注2：国絵図の石高は、「石余」と「石」とするものがある。「石」だけのものには石高数の後にヨ/〇とした。
 注3：国絵図の石高は石までの表記しかないの、石/〇以下は正保郷帳の写しと考えられる。1. 慶安(1649)年「山城国村々郡付並高付之控(ただし葛野・乙訓郡・綴喜郡の記載がない)」、2. 万治4(1661)年「山城国中在々村高帳」、3. 延宝8年(1680)年「山城国中御知行高郡数里数控写」によった。ただし、不明な場合は「*」、記載のないものは「-」と示した。
 注4：国絵図に石高が記載されていない場合、「N.A.」と示した。
 注5：葛野郡65上桂村844/は千代原村528/8の、綴喜郡1八幡領6,350は6,657の誤記。6御牧村之内一口村の一口には「イモアライ」、綴喜郡10水主村には「ミヌシ」相楽郡13相楽村には「サカナカ」と黒字で仮名がある。

村名	石/斗升合タオ	村名	石/斗升合タオ	村名	石/斗升合タオ
葛野郡		52西梅津村	236/568	30高野村	811/87
1 東河内村	178/075	53高田村	274ヨ/0	31松ヶ崎村	1,185/35
2 西河内村	198/81	54西九条村	1,075/2773	32上加茂村	2,109/5486
3 中村	167/174	55梅小路村	347/65	33西加茂村	1,285/4142
4 真弓村	110/224	56西塩小路村	152/67	34修学院村	843/236
5 上村	118/865	57唐橋村	1,244/2	35修学院ノ内花山町	N.A./-
6 下村	64/616	58御所内村	318/44	36一乗寺村	1,833/674
7 杉坂村	61/145	59上山田村	494/673	37田中村	995/153
8 中川村	35ヨ/0	60徳大寺村	311/51	38下鴨村	1,26(2)/408
9 越畑村	239/82	61上野村	210ヨ/0	39大宮郷	1,312/12477
10原村	165/991	62松室村	298/4068	40蓮台寺境内	110/8365
11市の瀬村	4/-	63下桂村	1,112/53	41白河村	1,116/01
12中島村	12/-	64上桂村	840/262	42吉田村	(7)78/09
13平芝村	20/-	65上桂村	844/	43小山郷村なし	752/413
14善妙寺村	70/-	66谷村	395/966	44千本領村なし	532/0877
15平岡村	163/-	67下山田村	492/6587	45浄土寺村	443/8852
16水尾村	115/9898	68川輪村	1,288/7	46河原代村なし	85/-
17大北山	425/28896	69岡村ノ内撰原町	N.A./-	47鹿谷村	15(8)/7356
18松原村	228/562	70御陵村	163/05	48南禅寺門前	113ヨ/0
19等持院門前	147/075	71牛瀬村	200/4	49岡崎村	1,085/79
20龍安寺門前	273ヨ/0	72下津林村	721/116	50(聖護院村)	438ヨ/0
21福王子村	238/905	73岡村	606/572	51粟田口村	(596)/51189
22鳴瀧村	2601/55	愛宕郡		52余部村	14/1037
23相楽村村なし	910/8412	1 久多村	389/65	53河原代村なし	38/5
24大将軍村	353/367	2 八舛村	79/407	54祇園境内	207/5629
25平野村	148/087	3 大見村	124/95	55建仁寺境内	147/22
26西京村	1,634/852	4 大布施村	95/543	56清閑寺村	14/391
27木辻村	268/87	5 大布施村之内鎌倉村	N.A./-	57清水寺境内	109/-
28法金剛院村	75/897	6 百井村	25/11	58大仏廻	338/711
29池上村	104ヨ/0	7 別所村	142/66	59新熊村	251/044
30谷村	60ヨ/966	8 小弟子村	72/7516	60柳原庄	241/84
31常盤村	66/5	9 勝林院村	184/4687	61河原代村なし	20/-
32久保村	29/3	10米迎院村	177/2817	62泉涌寺門前	85/976
33中野村	150/08	11大長瀬村	85/8929	(宇治郡)	
34池の裏村	332/414	12草生村	139/9513	1 上野村	37/995
35嵯峨村	2,421/258	13上野村	231/5115	2 安朱村	249/602
36二条御城廻	253/9085	14野村	103/7833	3 日岡夙村	168/525
37五井村	490/*	15静原村	392/49491	4 御陵村	570/06
38太秦村	1,876/06	16鞍馬寺門前	193/30659	5 四宮村	263/854
39下嵯峨村	N.A./-	17貴布祢村	9/4026	6 竹鼻村	297/39
40壬生村	1,248/123	18戸寺村	100ヨ/0	7 厨子奥村	101/515
41西院村	2,870/772	19井出村	45/3632	8 北花山村	306/709
42山内村	634/5	20二ノ瀬村	34/97	9 音羽村	513/25
43生田村	223/16	21雲ヶ畑村	99/121	10小山村	227/92
44中堂寺村	855/275	22八瀬村	271/58	11大塚村	276/849
45東塩小路村	155/244	23長谷村	551/16	12東野村	617/466
46西八条	738/568	24北岩倉村	1,900ヨ/0	13西野村	703/26
47朱雀村	363/0525	25野中村	60/37	14南花山村	161/404
48西七条村	1,000ヨ/0	26中村	188/19	15大宅村	631/395
49川勝寺村	967/37	27市原村	749/79668	16柳辻村	310/838
50郡村	795/885	28花園村	624/736	17川田村	295/953
51東梅津村	1,259/82	29幡枝村	714/02	18西野山村	819/969

村名	石/斗升合タオ	村名	石/斗升合タオ	村名	石/斗升合タオ
19小野村	267/88	34古川村	637/41	41岩本村	5(15)/182
20勸修寺村	837/32	35馬場村	404/86	42長山村	109/937
21醍醐村	1,450/26	36開田村	417/21	43大道(寺)村	(235)ヨ/0
22北小栗栖村	186/8	37細瓜村	(438)/364	44(湯屋谷村)	147/881
23南小栗栖村	430/611	38神足村	1,476/903	45神定寺村	410/45
24石田村	558/24	39下海印寺村	214/825	46奥山田村	626/35
25東笠取村	274/2	40友岡村	198/906		
26西笠取村	316/621	41調子村	217/3375	(相楽郡)	
27日野村	490/45	42勝龍寺(村)	1069/024	1東畑村	313/68
28炭山村	187/342	43下植野	(7)10ヨ/0	2栢瀬村	293ヨ/0
29六地藏村	30/754	44円明寺村	862/53	3乾谷村	458/53
30木幡村	769/532	45山崎(庄)	(680)/5222	4南稻妻村	748/8
31二野尾村	47/6391			5北稻八間村	728/*
32池尾村	187/127	(久世郡)		6上田村	291/62
33五ヶ庄村	1,402/3	1高ノ尾村	76/536	7山田村	516/72
34太風寺村	500ヨ/0	2白河村	302/424	8菅井村	402/802
35三童子村	341/16	3宇治郷	3,482/233	9吐師村	752/12
36大路方村	209/786	4真木島村	1,744/3	10菱田村	(7)6(0)ヨ/0
37志津川村	170ヨ/0	5小倉村	916/536	11下狛村	1,780/29
(紀伊郡)		6御牧村之内一口村	N.A./-	12祝園村	1,435/6
1(東九条村)	(2262)/005	7伊勢田村	1,129/1	13相楽村	2,080/8
2上島羽領東寺門前村なし	621/164	8市田村	1,078/5	14石垣村	108/263
3東福寺門前	325/09772	9田井村	420/3	15綿田村	1111/669
4吉祥院村	1,846/9	10御牧村	2,989/303	16小平尾村	758/144
5西庄村	641/156	11大窪村	809/4	17大平尾村	300ヨ/0
6稲荷村	540/43	12林村	439/64	18椿井村	1,132/62
7石原村	471ヨ/0	13佐古村	699/49	19林村	500ヨ/0
8竹田村	2,105/45	14佐山村	868/383	20上狗村	1,325/95
9深草村	1,893/3876	15下津屋村	178/78	21小寺村	617/806
10上島羽村	2,772/059	16平川村	633/521	22木徳庄大路村	322/956
11嶋村	143ヨ/0	17上津屋村	706/5	23神堂寺村	367/169
12塔社村	717/13	18久世村	447ヨ/0	24上律村	313/397
13中嶋村	524/024	19寺田村	2,748/178	25(千)童子村	1,310/077
14六地藏町	N.A./-	20富野村ノ内長池町	N.A./-	26枝村	234/127
15伏見領	3,621/7876	21中村	348/06	27南川村	59/219
16芹川村	297/06	22観音堂村	249/464	28市坂村	1,335/797
17上三栖村	390/324	23富野村	1,545/015	29登大路村	266/345
18下三栖村	694/914	24枇杷庄村	682/214	30西村	345/415
19下(鳥羽)村	740/507			31法花寺野村	125/842
20横大路村	2,177ヨ/0	(綴喜郡)		32大野村	555/306
21喜森村	604/56	1八幡領	6350/7	33観音寺村	732/792
22淀納所町	464/717	2八幡内橋本町	N.A./-	34園山村	508/261
23水垂村	666/052	3戸津村	850ヨ/0	35別所村	278/495
24下大津村	204/26	4上奈良村	254/405	36白柄村	391/5
(乙訓郡)		5野尻村	154/6	37石寺村	327/092
1沓掛村	2(08)/19	6内里村	1,625/148	38奥畑村	154/796
2塚(原)村	224/625	7岩田村	906/462	39口畑村	141/403
3物集女村	511/83	8(松)井村	707/59	40佛生寺村	509/572
4上久世村	912/02	9大住村	1,632/55	41河原村	557/914
5(大)原野村	669/33	10(水主)村	2(4)7/903	42岡崎村	345/*
6大蔵村	532/293	11薪村	830/*	43井平尾村	297/307
7下久世村	1,059/66	12田辺村	1,233/237	44里村	870/861
8寺戸村	1,720/98	13南田辺村	194ヨ/0	45高田村	489/542
9上里村	7(28)/18	14北興戸村	478/2	46原山村	181/232
10上葉村	(2)92/2	15南興戸村	121/38	47園村	195/524
11(外)畑村	158/71	16だゝら村	100ヨ/0	48門前村	243/074
12灰方村	572/826	17(上)村	253/22	49中村	246/36
13永峰村	66/036	18水島村	130/415	50釜塚村	275/6
14(坂本村)	28(3)/747	19天王村	980ヨ/0	51南村	123/85
15上羽村	(29)/66	20高舟村	110/8	52仙田村	384/365
16(灰谷村)	(139)/099	21打田村	286/01	53撰原村	206/06
17(小塩村)	(356)/669	22草内村	1,520/3	54夙村	129/603
18奥海印寺村	(323)/02	23高木村	1,400ヨ/0	55銭司村	316/739
19淨谷村(注)	50/55	24江津村	(7)11/083	56木屋村	(18)9/123
20(金ヶ原村)	(60)/68	25山本村	317ヨ/0	57北村	662/966
21井内村	338/67	26飯岡村	666/436	58兔井村	464/692
22築山村	484/5	27奈島村	391/041	59(北当尾村)	1,600ヨ/0
23西土川村	690/75	28市(辺)村	450/39	60南当尾村	1,252/894
24鶴冠井村	1,003ヨ/0	29(多賀)村	1,013/*	61湯舟村	366/837
25東(土川)村	(419)/853	30(井手村)	(1,226)/872	62野殿村	112/85
26石倉村	200ヨ/0	31井手村内玉水町	N.A./-	63北大河原村	681/52
27久我村	1,950/79	32老中村	209/*	64有市村	3(9)8/153
28(今里村)	(1,393)/9	33府作村	112/422	65南大河原村	(303)/695
29(鶴川村)	(631)ヨ/0	34名村	206/17	66切山村	300/2
30菱川村	770/64	35郷口村	300/*	67北笠置村	143/61
31(上植野村)	(1,272)/7	36(切林村)	(140)/03	68南笠置村	522/31
32(長法寺村)	(220)/3	37(糖塚村)	23(7)/97	69飛鳥路村	167/777
33志水村	242/185	38(勢田)村	(6)3/836	70田山村	550ヨ/0
		39(荒)木村	(120)/404	71高尾村	332/064
		40平岡村	45/054		



解説図索引

久多山江ヶ原
中川本に見られない

① 葛野郡

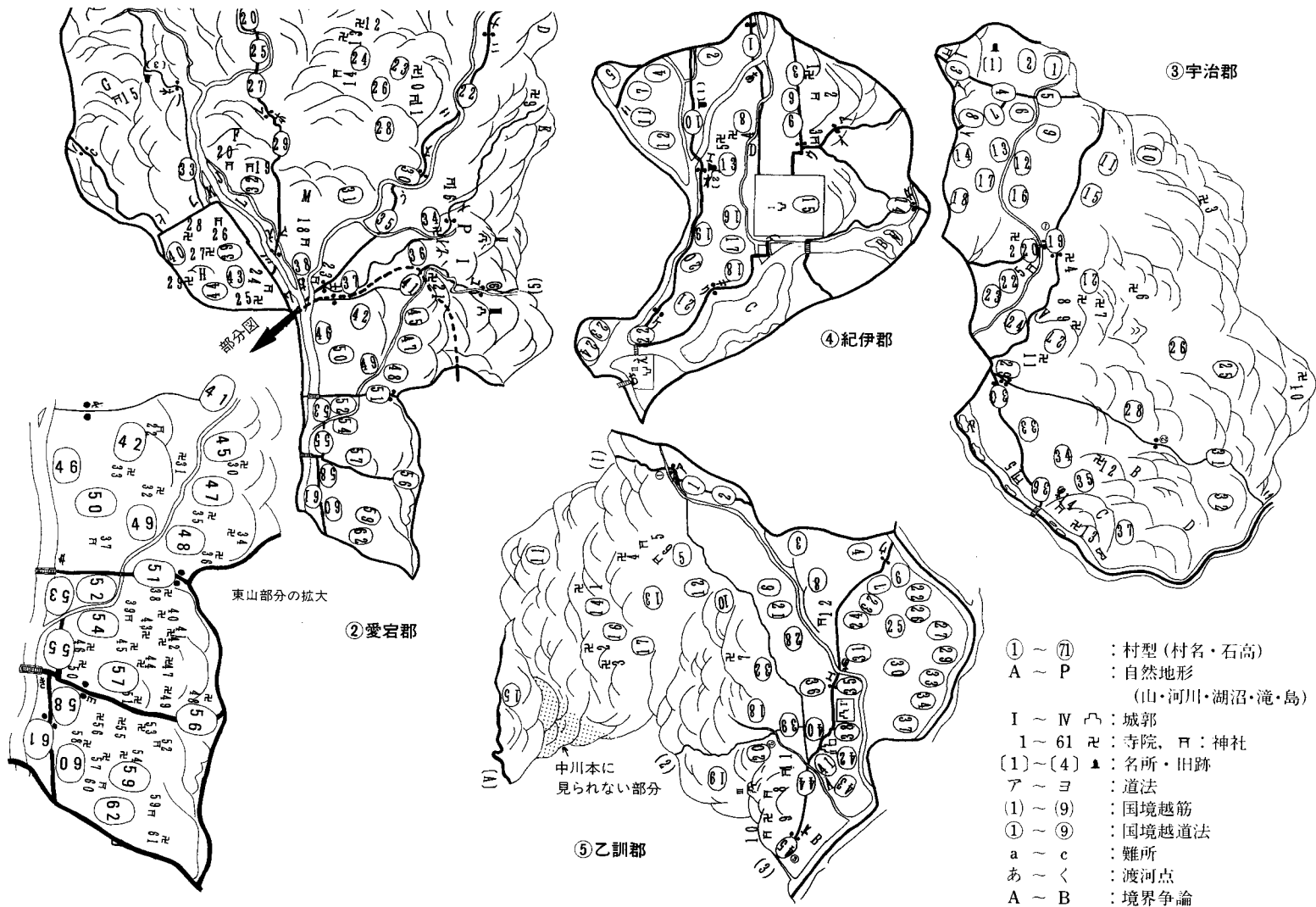


図 2 - 1 正保山城国絵図解説図

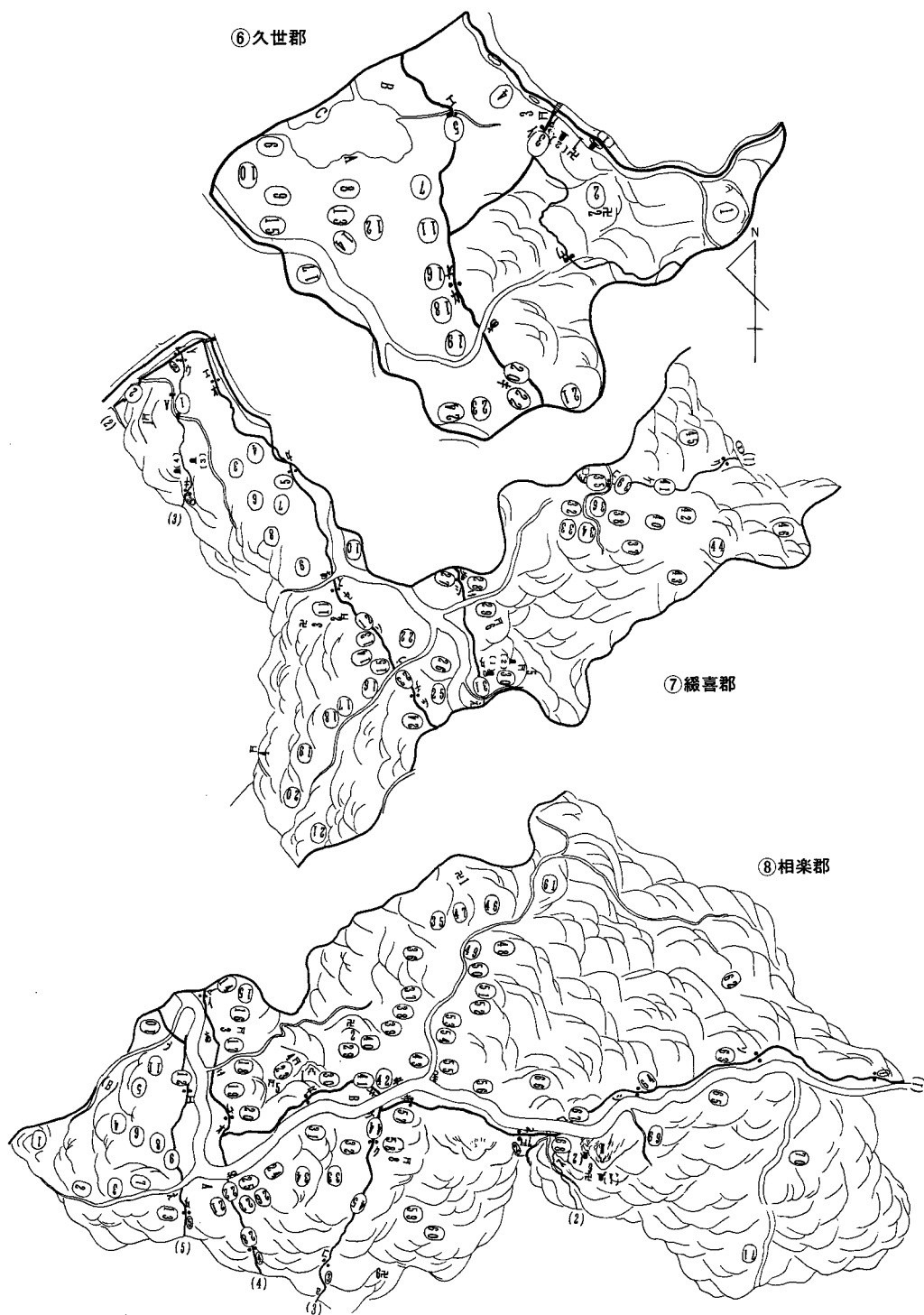


図 2 - 2 正保山城国絵図解説図

は「此色宇治郡」，乙訓郡には「此色紀伊郡」とあり，実際にみられる村型の彩色も朱字に従っている。彩色する際に間違っただめに，後に目録の色分けを訂正したのであろう。

縮尺 晶紙の高頭に続いて，「但一里七寸之積」（図1-6）とあり，本図が約18,400分の1で描かれていることがわかる。

中川本には縮尺の表示はないが，まったく同じ縮尺で描かれている。幕府が示した縮尺は「六寸一里」であるので，これよりも大縮尺になっている。幕府の指示は正保国絵図の段階では守られなかった国もあり，一里を和泉国では9寸～1尺，対馬国では4寸余～5寸で描かれたことが記録されている。

正保国絵図において初めて幕府が絵図の基本的要素としての縮尺を指示したことは重要なので，どの程度守られたかを検討すべきである。また，縮尺表示は本絵図の特徴の一つであり，絵図の精度を考察する際に重要となってくる。

方位 四辺向合になっている（図1-2～5）。中川本も同じである。各国の国絵図も，四辺に文字を配置して向合するものが主流であるが，外向している例もある。幕府の指示はないので，様式化されなかったのであろう。また，この当時絵図は北を天に南を地にして描くことが慣例化していないので，今後，絵図の構図を分析する必要がある。

隣国色分け・隣国名 方位と同じ程度の大きさの文字で，内から外へと隣国名を書き込んで，その範囲を次のように着色している。近江国：黄色，丹波国：青色，摂津国：白色，（河内国）：桃色，大和国：緑色，伊賀国：紫色（図1-8～13）。

幕府の指示にはないが，初めて一斉に採用された様式である。中川本の色分けは薄くて区別が付けにくく，国境を示す線から判断できる程度である。他国の中川本も同じ様式をとっている。

(3) 図式

村形・村名・石高 村型は小判型で示して，その

中には村名と石高を書いている。中川本は村名しか書かないので，資料館本よりも村型の幅が狭い。

石高記載は，何石余と斗以下を省略し，数値が石で終わる場合は何石とする。この点について幕府の指示はないが，他国の国絵図でも統一化されている。また，村名で読み方が難しいものには，黒字で仮名を付している。幕府の指示では，朱で仮名を付すように指示する。郷帳にも仮名を付す場合があるが，国絵図のそれとは一致しない。今までの研究ではあまり検討されていないが，正保国絵図で初めて指示される様式であると考えられ，他国の国絵図においても分析しなくてはならない。

村名には，「村」と表現する以外に「廻」「門前」「境内」「町」「領」「郷」「庄」「代」などがある。また，洛中やその周辺の村名には「村なし」の記述がある。さらには，親村と子村の関係を「○○村之内○○村」，村に所属する町を「○○村之内○○町」と表現して石高の記載がない。こうした国絵図の石高がない枝村と町は郷帳に記載がなく，さらには郷帳にみられる親村と子村の関係も国絵図に表現されていないものもある。国絵図と郷帳では村の把握が異なっていたことを示しており，今後十分な検討が必要である¹⁹⁾。

以上のような正保期の村高と豊富な村名の表現は近畿の代表国である山城国における村の発達や意味を考える際の重要な資料となる。国絵図の活用において注目される内容である。

郡区分 資料館本も中川本も同じ内容である。郡界線を黒線で画し，村形を各郡別に色分けしている。幕府の指示では，郡区分は指示されているが，具体的な描写様式はない。しかし，他国の国絵図にかなり共通している内容で，下絵図内見でも指導しているので，正保国絵図の統一した様式と考えられる。後に述べるが，郡界争論の個所は，境界が確定していないとみえて線が途切れている。こうした部分が他国の事例ではどのように表現されているのかは今後の課題である。

郡付 資料館本には郡付がない。幕府は、図中に郡付として郡名と郡高を記すことを指示し、諸国の国絵図もこれに従っている。こうした様式から本絵図は外れているので、献上本とは別系統の絵図であることを示すようである。中川本には、郡名の記載のみがみられる。

所領区分 すでに指摘したように各村型にも記載がなく、当該国絵図の顕著な特徴である。他国では、記号化された所領区分もある。なお、中川本にも所領区分はない。幕府の指示では郷帳にも記すようにしているが、これにもみられない。山城国における村落の特徴である相給支配の実態がつかめないことは残念である。今後、正保期の所領区分に関する史料の発見が待たれる。

自然地形 図像と名称を記入している。宇治郡A琴弾山のように平重衡の妻が夫と別離後にこの山に登って琴を弾いて見送ったという伝承を持つ名所的なものもある。しかし、具体的に史蹟の図像が描かれていないので、自然地形とすることにした。

(葛野郡) A砥山, B星峰, C並の岡, D小倉山, E亀山, F嵐山, G紙屋川, H大井川, I大沢, J大沢, K戸維瀬の瀧(戸無瀧)

(愛宕郡) A小野山, B小塩山, C栖踏山, D修禪嶽, E比叡山, F神山, G氷室山, H舟岡山, I將軍山, J御手洗川, K堀川, L賀茂川, M御菩薩池(深泥池), N音無瀧, O龍王瀧, P音瀧

(宇治郡) A琴曳山(琴弾山), B明星山, C相日山(朝日山), D喜撰山, E宇治川, F葭嶋

(紀伊郡) A葭嶋, B葭嶋, C葭嶋, D角倉川(高瀬川)

(乙訓郡) A小泉川, B淀川

(久世郡) A大池(巨椋池), B葭嶋, C葭嶋

(綴喜郡) A放生川

(相楽郡) A木津川(木津川), B和泉川

幕府の指示では、有名な山坂(峠名)や川名、山には「はへ山」「芝山」の区別を書き込むようにとある。しかし、具体的な図示の方法は、山や木に色を付すことを記している以外に示されていない。当絵図には山・峠・川名は書き込まれているが、山の区別は記されない。こうした区別は、美濃・石見国絵図には記載があるが、他国ではみられないものもあ

り、不統一であるように考えられる。郷帳にも山の区別を書くように指示しているが、本稿に取り上げたそれにはない。こうした「はへ山」「芝山」の記載についてどの程度幕府の指示が守られたかについては、今後他国の例によって検討しなくてはならない。

山は緑の濃淡によって描き、岩山は一見して判るように書き分けている。中川本では、岩山の描き分けが明瞭でなく、見分けがつけにくい。

樹木は広葉樹・針葉樹を描き分けている。針葉樹は杉を中心に寺社の庭などに松を描き、広葉樹は緑色だけのものと紅葉を示すと思われる橙色の彩色が施され、秋景と考えられる。黒田は、「(正保図の)全体の色調が緑青色で、早春のような趣がある。この点は、元禄図の華麗な、盛秋を思わせるような色彩感とは、一目瞭然の違いがあるといえよう。」²⁰⁾としている。しかし資料館本以外にも、滋賀県立図書館所蔵の近江国正保国絵図は秋景であると考えられている²¹⁾。同図は、元禄10(1697)年の元禄国絵図作製の参考にするために、正保2(1645)年に調進された正保国絵図を写したものであることが裏書によって確認される。滋賀県立図書館の絵図が正確に献上本を写したのか、明暦大火後の再提出されたものを写したのかは今後の検討課題であるが、少なくともさまざまな段階のものがあるのだから、黒田のいう色調の特色は、各段階別によるところと、各国国絵図の比較を通して再検討する余地があるように考えられる。

河川・湖沼は紺色で彩色されているが、中川本は極薄い青色で彩色されている。滝は、白でその水が落ちる様と飛沫をリアルに描いており美術的である。中川本は、飛沫などの表現はない。

島は、巨椋池や宇治川に点在する葭島を描き、葭を表現していると思われる描写がある。中川本にはない。

これらの資料館本の図像描写は、以下に述べる城郭、寺社、名所・旧跡などと同じように詳細かつ丁寧であり、原本に近いものとみてよからう。また、

個々の図像表現についての具体的な幕府の指示はなく、統一性はない。こうした図像を色や形・大きさなどによって分類したり、他国の国絵図やその後の絵図における表現と比較することによって、当該国絵図の描写や彩色の特色と、国絵図の空間構造や当時の地理的知識が明らかになる。

また、中川本には河川に関して朱字による注記があるが、城郭や道筋にもみられるので、いかなる理由でいつ書き込まれたかを今後解明する必要がある。このことによって、中川本の性格がよりいっそう明確になるものと考えられる。

城郭など 名称と四角の区画か、名称のみをもって次のように示される。中川本も同じ様式である。

- (葛野郡) I 鷲城, II 洛中, III 禁裏, IV 二条御城
(愛宕郡) I 古城(静原城), II 古城(東山新城), III 古城(中尾城)
(紀伊郡) I 伏見, II 淀
(乙訓郡) I 永井日向守屋敷, II 古城(勝竜寺城), III 古城(山崎城)
(綴喜郡) I 古城(山口城)
(相楽郡) I 鷲城(遠目城), II 古城(笠置山城)

城郭に関する幕府の指示はないが、それを示す四角の記号は、他国の正保国絵図にもみられる統一の様式である。また、利用されていない城も「古城」と表記した点は、軍事的な意味が考えられるが、これも他国の国絵図にどのような城がいくつ描かれているかを比較検討しなければならない。さらに、本図には城郭ではない「禁裏」が区画され、「洛中」の文字記載や「御土居」が描かれたり、城下町でない伏見が四角の表示をもって表記されている。これらの図式は、山城国絵図の特徴であるといえよう。

寺社 図像と名称をもって示されている。

解説図には寺院を卍で、神社を鳥居でその場所を示し、番号の方向は図像と小書の書き込まれた方向に一致させている。資料化にあたっては、寺社と思われる建物が描かれているものについて名称を翻刻した。「天神」や「権現」「〇〇山」などだけで固有の名称が記載されていない場合や、一般に通じにく

い名称などの場合は()に注記した。

(葛野郡)

- 1 愛宕山白雲寺(愛宕神社), 2 鎌倉山月輪寺, 3 清涼寺, 4 大覚寺, 5 往生院, 6 三寶院(三寶寺=滝口寺), 7 二尊院, 8 野宮, 9 天龍寺, 10 法輪寺, 11 松尾大明神, 12 西芳寺(苔寺), 13 臨川寺, 14 高雄山(神護寺), 15 槇ノ尾(西明寺), 16 槇尾(高山寺), 17 鹿苑寺(金閣寺), 18 龍安寺, 19 等持院, 20 妙心寺, 21 北野天神(北野天満宮), 22 仁和寺, 23 桂宮院(広隆寺), 24 東寺, 25 平野大明神

(愛宕郡)

- 1 大悲山(峰定寺), 2 證迦阿弥陀(勝林院本堂, 證迦阿弥陀堂), 3 寂光院, 4 仁王門, 5 鞍馬寺, 6 岩屋金峰寺(金光峰寺=志明院), 7 莫山大原寺(魚山三千院), 8 栖踏明神(江文神社), 9 西塔(比叡山延暦寺山城宝塔院), 10 聖護院(聖護院長谷殿跡), 11 八幡宮(長谷八幡神社), 12 観音(大雲寺観音院), 13 實相院, 14 石座明神(山住神社), 15 (名称はないが氷室神社), 16 河合大明神(御陰神社), 17 不動(雲母寺不動堂), 18 鴨大明神(下鴨神社), 19 太田社(大田神社), 20 加茂大明神(上賀茂神社), 21 照光院, 22 吉田(吉田神社), 23 (名称はないが田中神社), 24 御霊大明神(上御霊神社), 25 相国寺, 26 大宮(大宮の森=久我神社), 27 大徳寺, 28 今宮, 29 蓮台寺(上品蓮台寺), 30 浄土寺(図像は慈照寺=観音殿=銀閣寺), 31 本真如堂(元真如堂), 32 黒谷(金戒光明寺), 33 善正寺, 34 永観堂, 35 若王寺(若王寺神社), 36 南禅寺, 37 権現(熊野神社), 38 青蓮院, 39 祇園(祇園社=八坂神社), 40 智恩院(知恩院), 41 丸山(安養寺), 42 長楽寺, 43 双林寺, 44 八坂(八坂塔=法観寺), 45 高台寺, 46 建仁寺, 47 霊山(正法寺), 48 清閑寺, 49 清水寺, 50 六波羅(六波羅蜜寺), 51 大谷(大谷本廟=西大谷), 52 豊国(豊国神社), 53 文珠院, 54 智積院, 55 妙法院, 56 大佛(方広寺), 57 養源院, 58 三十三間(三十三間堂蓮華王院), 59 新熊観音(今熊野観音寺), 60 権現(新熊野神社), 61 泉涌寺,

(宇治郡)

- 1 神明(日岡神明宮=日向神社), 2 勝福院(勤修寺の支院), 3 牛尾勸音(牛尾山法厳寺), 4 随心院, 5 八幡宮(勤修寺八幡), 6 上醍醐, 7 下醍醐, 8 三宝院, 9 一言勸音(一言寺=醍醐寺塔頭金剛王院), 10 岩間観音(岩間寺) 11 薬師(日野薬師寺), 12 勸音(三室戸寺), 13 恵心寺(恵心院), 14 離宮八幡(宇治離宮明神), 15 浮舟(波戸浮舟社)

(紀伊郡)

- 1 東福寺, 2 稻荷(伏見稻荷), 3 藤森(藤野森神社), 4 安楽寿院, 5 城南寺(城南宮)

(乙訓郡)

- 1 西岩倉(西岩倉山金蔵寺), 2 三鈴寺, 3 善峰寺, 4 勝持寺(花の寺), 5 春日大明神, 6 大原大明神,

7 粟生光明寺, 8 天神八王寺, 9 寶寺, 10 離宮八幡, 11 小鎌大明神(小倉神社), 12 日向大明神(向日神社)(久世郡)

1 平等院, 2 白山権現(白山神社), 3 橋姫(橋姫神社)(綴喜郡)

1 石清水八幡宮, 2 天神(棚倉孫神社), 3 酬恩庵(一休寺), 4 普賢寺天王(朱智神社), 5 春日明神(玉津岡神社), 6 大梵天王(高神社)

(相楽郡)

1 鷲峰山(金胎寺), 2 海住山(海住山寺), 3 涌出森大明神(湧出宮=和伎神社), 4 勝手大明神(天神神社), 5 蔵王権現(神童寺), 6 笠置寺, 7 天神(栗栖天満宮), 8 御霊大明神(御霊神社), 9 浄瑠璃寺

これらの寺社は、きわめて精緻な描き方であり、本絵図の美術的価値を大きく高めている。建物の様式や彩色を記号化した面もみられるが、有名な寺社は実態を反映した描写である。例えば、鹿苑寺(金閣寺)などは、実際の建築に合わせて三層で、池も描かれている。

これに対して中川本は、その位置や描く方向は一致するが、描き方は雑である。一例をあげるならば、資料館本では清水寺本堂の有名な特徴として知られる「清水の舞台」を描いているが、中川本にはみられない。しかし、資料館本の乙訓郡「小鎌大明神」は、明らかに中川本の「小倉大明神」が正しい。

幕府は、寺社を書き込む指示はしていない。寺社を多く描くのは本国絵図の顕著な特徴であり、どのような寺社を選んで、いかに描いているのかを分析し、それらの配置を含めた絵図の空間構造を検討する必要がある。また、他国の国絵図と比較することも今後の課題となる。

名所・旧跡 図像と名称で示されている。

(愛宕郡) [1] 僧正谷, [2] 籬下(籬降), [3] (図像だけであるが、満樹峠の茶屋を指すものであろう。)

(紀伊郡) [1] 戀塚, [2] 秋ノ山

(宇治郡) [1] 御陵野(天智天皇山科陵)

(久世郡) [1] 扇芝, [2] 塔島

(綴喜郡) [1] 玉水, [2] 玉井, [3] 女塚(女郎花塚), [4] 男塚(頼風塚)

(相楽郡) [1] 弥勒岩, [2] 貝吹岩

これらの中には相楽郡の弥勒岩のように宗教的施設もあるが、建物を描く寺社の図像とは異なっている。中川本では、玉水と玉井が図像・名称ともにみられない。きわめて小さく描かれているので、写し忘れたのであろう。いずれにしろ資料館本は、中川本の原本に描かれていたであろう図像を正確に描いているように考えられる。寺社と同じく幕府は名所・旧跡を書き込む指示をしていないので、本図の豊富な地域に即した名所旧跡の図像を分析するとともに、他国の国絵図ではどの程度描かれているのかも今後の検討課題である。

道路・一里山 本道と脇道を朱線の太・細で描き分け、一里山は道の両側に黒丸をもって表示されている。幕府の指示は、本道と脇道の区別の他に、一里山がなくとも36町ごとに書き込むことが述べられている。図上だけの一里山か、実際に存在したのかについては今後の課題である。

中川本の様式も資料館本と同じで、描かれた道路もほぼ一致する。しかし、朱字で資料館本にない注記が書かれている。こうした道路や一里山の記載とともに、小書にみられる交通関係の記入の豊富さは正保国絵図の特徴であり、交通関係の研究にとって重要な資料として活用が期待される。

(4) 小書

道法 道路に沿って、起点と終点の場所とその間の距離を記入している。

下記の一覧について、絵図上の記載方式は、1行目を例として示せば「是より西河内村迄拾七町拾七間」である。起点の「是」とは、一里山(絵図上では道の両側の:)を指す。そこで、起点の「是より」と、終点を示す「迄」は省略した。また、起点と終点が村の場合、表1「村名・石高一覧」の番号と村名を記した。ただし、郡内が起点・終点でない場合、郡名の一字目(例えば、葛野郡であれば「葛1」)と付している。起点の記号は、絵図上の記載方向に合わせているので、終点はその記載方向(文言の最後の

方向) に道を進んだ最も近い村・川・一里山・橋などである。

(葛野郡)

起点・終点	里/町/間
ア・2 西河内村	17/17
イ・3 中村	12/22
ウ・4 真弓村	16/ 8
エ・4 真弓村	19/52
オ・7 杉坂村	15/44
カ・7 杉坂村	14/44
キ・6 下村	25/27
ク・5 上村	9/
ケ・川	21/29
コ此出口・一里山	12/24
サ此出口・一里山	12/24
シ・22鳴瀧村	25/27
ス・川	17/43
セ・愛宕神前	17/39
ソ・川	17/43
タ・35嵯峨	28/38
チ・35嵯峨町	7/20
ツ・清瀧橋	15/43
テ・川	18/17
ト此出口・一里山	7/49
ナ・久世渡	23/9
ニ二条土橋・此出口	1/3/52
ヌ (距離のみ)	3/39
ネ (距離のみ)	5/36
ノ此出口・一里山	18/29
ハ此出口・一里山	8/ 9
ヒ・一里山	4/12

(愛宕郡)

起点・終点	里/町/間
ア・1 久多村	18/15
イ・1 久多村	28/48
ウ・3 大見村	29/30
エ・2 八舛村	21/16
オ・4 大布施村	8/34
カ・4 大布施村	7/34
キ・4 大布施村	28/26
ク・6 百井村	10/54
ケ・6 百井村	25/ 6
コ・7 別所村	12/ 7
サ・8 小弟子村	15/57
シ・8 小弟子村	15/57
ス・8 小弟子村	20/ 3
セ・鞍馬寺	26/22
ソ・17貴布祢村	27/36
タ・11大長瀬村	11/45
チ・鞍馬寺	9/38

ツ・17貴布祢村	8/24
テ・20二瀬村	14/43
ト・20二瀬村	14/43
ナ・18戸寺村	13/33
ニ・22八瀬村	15/27
ヌ・22八瀬村	20/33
ネ・峠	14/46
ノ・33西加茂村	19/18
ハ・葛7杉坂村	20/16
ヒ二条土橋・此出口	1/7/22
フ二条土橋・此出口	1/5/35
ヘ・27市原村	9/20
ホ・29幡枝村	11/50
マ・29幡枝村	24/10
ミ此出口・一里山	4/15
ム此出口・一里山	8/11
メ・比叡山西塔	32/
モ此間	6/
ヤ・41白川	16/15
ユ・41白河村	19/45
ヨ・56清閑寺村	15/ 3

(宇治郡)

起点・終点	里/町/間
ア (距離のみ)	34/47
イ愛56清閑寺村・4 御陵村	18/ 4

(紀伊郡)

起点・終点	里/町/間
ア・宇20勸修寺村	33/20
イ伏見京橋・是	1/
ウ・六地藏橋	28/30
エ・10上鳥羽村	12/
オ・19下鳥羽村	11/ 6
カ伏見京橋・是	1/
キ・伏見京橋	19/13
ク・淀小橋	22/41.5
ケ・小橋	11/20

(乙訓郡)

起点・終点	里/町/間
ア・1くつかけ村	8/41
イ是別口・山崎海道出会	2/
ウ・川	6/14
エ・川	2/22
オ・44円明寺村	11/11

(久世郡)

起点・終点	里/町/間
ア・橋	2/49
イ・大和国出相	28/ 8
ウ・3 宇治郷	31/
エ・豊後橋	34/24.5
オ・5 小倉村	32/37
カ・川	10/20.5

キ長池町・川	11/36.5
(綴喜郡)	
起点・終点	里/町/間
ア・大橋	10/54
イ (距離のみ)	2/24
ウ・1八幡町	14/56
エ・院代橋	10/57
オ・久17上津屋村	33/18
カ此間	5/
キ・1八幡町	21/ 4
ク・41岩本村	18/30
ケ此間	10/32
コ・39荒木村	6/58
サ・久20長池町	14/ 3
シ・川	6/50
ス (距離のみ)	3/15
セ・12田辺村	10/18
ソ・川	13/53.5
タ玉水町・青谷川	21/42
チ (距離のみ)	6/20
ツ・スス谷川	17/48
(相楽郡)	
起点・終点	里/町/間
ア・綴31玉水町	7/28
イ・ナルコ川	22/30
ウ・ナルコ川	13/30
エ・9吐師村	22/27
オ・木津川北ノ渡口	13/44
カ・41河原村	13/26
キ此渡り口・41河原	8/15
ク・5高田村	19/22
ケ此渡り口・44里村	7/39
コ・45高田村	16/38
サ・渡口	12/25
シ・渡り口	23/12
ス南笠置村・本堂	13/21
セ・渡口	11/58
ソ・63北大河原	11/12

幕府の指示通りに一里山から在所までの距離を道路添いに書き入れているものが多いが、このほかに、一里山から川・橋・渡口 (またはその逆)、一里山から一里山、洛中の出口から一里山、橋から洛中の出口、村から村間などがある。中川本も若干文言を略したりする表現の違いがあるが、起点・終点や距離数は一致する。

前述したように幕府の指示は道法を「六寸壹里」の縮尺としているのに対して、本図は「一里七寸之

積」であり、道法の距離を実際の道路距離などと比較したり、距離の起点や終点の場所の選択とその具体的位置を検討する必要がある。

国境越筋 国境を越えていく道の国境口から外側へと隣国色分けの部分に書き入れている。

(葛野郡)

- (1) 丹波国山国下村江出ル口
- (2) 丹波国細川余野尻村江出ル口
- (3) 丹波国田尻村江出ル口
- (4) 丹波国神吉村江出ル口
- (5) 丹波国出雲村江出ル口
- (6) 丹波国ほうづ村江出ル口

(愛宕郡)

- (1) 近江国小川村エ出ル口
- (2) 近江国葛川村江出ル口
- (3) 近江国途中村江出ル口
- (4) 近江国大木村江出ル口
- (5) 近江国山中村江出ル口
- (6) 丹波国舟ヶ原村江出ル口

(7) 丹波国草原村エ出ル口

(8) 丹波国芦生村江出ル口

(9) 丹波国井戸村江出ル口

(宇治郡)

- (1) 近江国大津江出ル海道
- (2) 近江国追分礼ノ辻江出ル口但大津海道
- (3) 近江国曾東村江出ル口

(乙訓郡)

- (1) 丹波国峠村江出ル口但亀山海道
- (2) 摂津国大澤村江出ル口
- (3) 摂津国東大寺村江出 (ル口但高槻海道)

(綴喜郡)

- (1) 近江国小田原村江出ル口
- (2) 河内国 (楠葉村エ出口但大坂海道)
- (3) 河内国招提村江出ル口但洞ヶ峠越

(相楽郡)

- (1) 伊賀国島ヶ原之内茶屋出村江出ル口但上野海道
- (2) 大和国柳生村江出ル口
- (3) 大和国奈良坂村江出ル口但奈良海道
- (4) 大和国奈良坂村江出ル口但奈良海道
- (5) 大和国歌姫茶屋江出ル口但郡山海道

丹波国の文字が他の隣国の文字に比べて大きい。また、主要街道については、街道名を但書し、当時の正式な主要街道筋を知ることができる。これらのうち相楽郡では、先述したように一紙が異動して貼られているので、従来の文字を復元した。また、中川本の小書も同じ内容で、同位置に書かれている。

幕府の指示はないが、正保国絵図において統一化された内容である。ただ、但書の街道名については他国の国絵図における様式は不明である。

国境道法 国境越道筋小書と同じくすべての国境を越える道の国境から最も近い一里山に、国境へ向かって書き込んでいる。

下記の一覧について、絵図上の記載方式は、1行目を例として示せば「是より丹波国山国下村之境迄七町三拾五間但上坂ノ間七町三拾八間」である。これらの略し方については道法小書に従った。また、但書きは難所小書ともいえるが、一応国境越道法に付帯する但書きであるので、ここに一覧とした。

(葛野郡)

起点・終点	町/間
①・丹波国山国下村之境 但上り坂ノ間	7/35 7/38
②・丹波国細川余尻村境	2/ 2
③・丹波国田尻村の境 但上り坂ノ間	13/21 16/39
④・丹波国上吉村の境	3/55
⑤・丹波国出雲村境	21/ 2
⑥・丹波国ほうづ村	22/ 8

(愛宕郡)

①・近江国小川村境	32/25
②・近江国葛川村境	30/33
③・丹波国舟ヶ原境	32/
④・丹波国草原村境	12/41
⑤・丹波国芹生村ノ境	2/28
⑥・丹波国井戸村ノ境	31/47
⑦・近江国途中村境	3/33
⑧13上野村・近江国大木村境	19/
⑨・近江国山中村境	7/15

(宇治郡)

①・近江国追分塚	30/20
②・近江国曾束村ノ塚	32/

(乙訓郡)

①・丹波国峠村境	15/33
②20金原村・摂津国大澤村ノ境	28/43
③・摂津国東大寺村境	6/24

(綴喜郡)

①・近江国小田原村境	4/58
②・河内国楠葉村ノ境	22/26
③・河内国招提村境	5/12

(相楽郡)

①・伊賀国茶屋出村境	9/ 3
②・大和国柳生村境	31/12

③・大和国奈良村境	12/46
④・大和国奈良坂村境	9/48
⑤・大和国歌姫茶屋境	6/27

距離の起点は、国境越道筋で最も国境に近い一里山か村で、終点は国境から最も近い隣国の「村ノ境」か「塚」までである。この隣国の塚が一里山を指すとすれば、宇治郡のみが、幕府が示した他国の一里山までの距離を書けとする指示に従ったことになる。また、他国の国絵図でも、幕府指示があったにもかかわらず統一性はない。こうした点は、今後の検討課題となる。

これに対して中川本は、一部の国境道法が書かれず、さらに隣国国境までと終点を表記するが、資料館本と同じ距離数を書いている。このような中川本の一里山から国境までの距離記載表現の違いは、中川本が略して表現し、さらに距離記載のないところは写し誤った可能性が高いものと思われる。逆にいえば、資料館本の方が正保国絵図に近似した表現でかつ正確であるとみてよからう。

難所 該当する道に添って書かれている

(葛野郡) a えん坂峠上りの間2町16間

b くくい峠上りノ間13町50間

(愛宕郡) a コクト峠上り5町30間難所牛馬不通

b 此坂牛馬無往来但上7町25間

c 長坂峠上りノ間17町1間

(相楽郡) a 上坂ノ間6町39間

これらの小書は、幕府の指示にしたがったものである。愛宕郡のaとbの牛馬通行に関する記述などは、最も難所の場所であろう。また、先の国境越道法で触れたように、但書きで上り坂の距離を書くが、これも難所を示したとも考えられる。中川本も若干表現が異なるが、同じ意味と距離で、同位置に小書がある。

渡河点 主要河川の渡し口や橋の袂に、道に沿って書かれている。

(葛野郡)

あ 清瀧橋長10間半広2間

い 歩行渡り広30間深2尺3尺水出時舟渡なし

う 桂の渡り河原共ニ3町38間但船渡広不定深5尺6尺

(愛宕郡)

- あ 歩渡り広6間深1尺2尺但不定
- い 歩渡り広3間深1尺但不定
- う 歩渡り広5間深1尺5寸但不定
- え 歩渡り広2町深5寸1尺
- お 歩渡り広河原共3町深1尺5寸
- か 三条橋長サ61間半広4間
- き 五条石橋長76間広3間2尺

(宇治郡)

- あ 宇治橋長サ85間広サ4間
- い 曾束舟渡り広19間深3間5間但不定

(紀伊郡)

- あ 賀茂川筋歩渡り広サ21間深1尺2尺
- い 久世渡り広2町15間深2尺3尺水出候時船渡り
- う 伏見京橋長サ21間広3間5尺
- え 小橋長サ72間4尺広3間2尺
- お 大橋長サ138間広4間

(乙訓郡)

- あ おばた川歩行渡り広50間30間不定常水なし

(久世郡)

- あ 山川歩渡り広65間常水なし

(綴喜郡)

- あ 大住川広18間常水ナシ
- い 青谷川歩渡り広20間常水ナシ
- う 普賢寺歩渡り広23間常ニ水ナシ
- え 玉川歩渡り広11間常水ナシ

(相楽郡)

- あ 鳥居舟渡シ1町50間深サ5尺6尺但広深不定
- い ナルコ川歩渡り広5間ツ子ニ水ナシ
- う ス谷川歩渡り広23間常ニ水ナシ
- え 山田川歩渡り広1町24間常水ナシ
- お 木津舟渡シ広河原共4町41間深サ5尺6尺不定
- か 賀茂舟渡シ広1町50間深サ1間2間半不定
- き 和泉川広16間深サ1尺2尺但不定
- く 笠置舟渡り広1町2間深5尺6尺但不定

これらは幕府の指示によったもので、「舟渡り」「歩渡り」の別、河幅・水深、橋があれば材質の違い、幅・長さなどが書かれている。出水時に舟渡しが使えないことや、水が多いときには舟渡しを使わなければならないことなども記す。乙訓・久世・綴喜・相楽郡では、「常ニ水ナシ」と枯れ川を示す表現がみられる。これは、天井川が多い当地域の状況を反映したものである。こういった地域の地理的特色が国絵図にいかにも表現されているか、他国の国絵図でも検討し比較されなければならない課題である。

中川本もほぼ同じ小書で同位置に書かれているい

るが、資料館本にみられない豊後橋の小書（豊後橋長103間広4間）が資料館本では欠落しており、中川本によって補わなければならない。

境界争論小書と国境 境界争論小書は、国境と郡境に2カ所みられる。

(乙訓郡)(A) 丹波国摂津国境と河筋ニ而11町30間之間川と東之山摂津国原村と山城国小塩村と論申候

(相楽郡)(B) 此墨引不仕候所綴喜郡と相楽郡と出入御座候

国境筋の測量に際して争論が起こったことはすでに知られるところであるが、山城国では郡境争論も行われている。また、こうした境界争論についての幕府の指示はない。このような争論小書が他国の国絵図でみられるか検討しなくてはならない。多少の文言の違いはあるが、中川本にも同じ内容の小書きで同位置に記載があるので、正保国絵図の段階で争論が起こっていたことは確実である。

小書にみられる国境争論は、乙訓郡の場合、黒線でその部分が示され、摂津国原村（現高槻市原）と山城国小塩村（現京都市西京区小塩）で行われている。「川筋」とは芥川上流の出灰川で、「東之山」とはポンポン山から小塩山付近を指すものと考えられる。しかし、国境争論であるにもかかわらず、これに関する直接の史・資料は管見の限りでは知られない。今後発見が必要である。

郡境争論は、郡境が途切れており、綴喜郡上村・水取村と相楽郡北稻八間村・下粕村・菱田村の入会山であった煤谷山をめぐる争論で関連文書²²⁾も多く、元禄国絵図の際に郡境が決められている。これらの経過についても今後の課題である。

ところで、こうした小書に関連して、資料館本と中川本が描く国境を検討しておきたい。

まず第一は、山城国久多村と近江国葛川村の境にあった久多山江ヶ原が、中川本で描かれず、資料館本にみられることである。このことについて、元禄12(1700)年の久多山江ヶ原が葛川村から久多村へ返された際の「永代返進申山一札之事」²³⁾には、久多山

江ヶ原の詳細な位置を書いた後に「(前略)正保二年之御国絵図被仰付候節、論所故此所御絵図ニは御除被下候様ニと双方断申上付、其節□御絵図ニは御書不被成候。(後略)」とあり、正保国絵図作製時には久多山江ヶ原を描かなかったことが記されている。さらに、元禄国絵図では山城国久多山となったと思われる。すなわち、中川本が久多山江ヶ原を描かないのは以上の理由によっていると考えられ、資料館本は明らかに間違っている。

第二に、乙訓郡の国境争論小書の東側、ポンポン山付近が資料館本に見られるのに、中川本にはない。この付近も国境争論小書も示すように頻繁に争論が行われており²⁴⁾、争論個所であったために、多山江ヶ原の事情と同じように中川本に描かれなかったと考えられる。また、ここでも元禄国絵図では描かれることとなる²⁵⁾。

以上のように、久多山江ヶ原とポンポン山は、中川本で描かないのに資料館本にはみられる。要するに資料館本は、中川本やその原本と違って、元禄国絵図で山城国に帰属する両山を描いた絵図である。このことから絵図の種類を考えると、久多山江ヶ原とポンポン山の事情を絵図作製者が熟知していない段階の正保国絵図の窺絵図か、もしくは明暦大火後の再提出図か元禄国絵図に関連したものかであろう。しかし、窺絵図であれば押し紙や付箋の類があると考えられるが、剝離していないとすれば本図にはまったくない。明暦大火後の再提出図に関連するとしても、元禄国絵図の国境線を描いた完成度の高い本絵図がそれに該当するとは考えにくい。元禄国絵図で描かれる国境が見られることから考えると、同絵図に関連するものである可能性が高い。

幕府は、元禄国絵図作製に際して幕府収納の正保国絵図を貸し出しているのだから、資料館本はこの時に写された絵図を基本に、元禄国絵図編纂の時に最も注意がはらわれた国境問題だけを考慮して改変し、作製された国絵図と思われる。どちらにしても、前述したような精緻な描き方と絵図の諸特徴から、現

存する国絵図の中で正保国絵図に最も近似するものであることは確かであり、貴重な資料であることにはかわりはない。

また、中川本の国境は正保年間段階の状況をよく示していることから、明暦大火後に再調査されたものを写したものでなかろう。明暦大火ですべての正保国絵図が消失したわけではないし、大火後に再提出されたものも正保国絵図の控図をそのまま写した場合が多かったと考えられるので、中川本は正保国絵図の原本そのものか、きわめて近い絵図を写しているように思われる。

V. むすびにかえて

本論では、新たに発見された宇治市歴史資料館に所蔵される国絵図の記載内容を資料化し、その特徴について、幕府の指示や他国の国絵図・中川本と比較検討し、正保国絵図に関する問題点を指摘した。

はじめに述べたように国絵図の歴史地理学的研究は、川村によって系統的な様式の把握が行われ、全体像が明らかになった。今後研究を進展させるには、絵図そのものの内容をより詳細に読み込んで、豊富な情報を具体的に検討していく必要がある。そのため、絵図の記載内容を資料化してその特色を述べ、問題点を明らかにするのが第一段階と考えた。また、畿内の代表国である山城国の最も正保国絵図に近い本図を資料化して、広く利用する道を開くことが重要と思ひ、本研究を行なった。

次の課題は、資料館本の中に個々にみられる図像表現や文字記載、地形表現、彩色などのさまざまな記載内容個別の図像学的考察であり、それを基礎とした絵図にみられる空間構造の特質を解明することである。また、関連史資料の検討も必要となってくる。さらには、国絵図を利用した地域研究も行わなければならない。このような研究の具体的な課題は、各項目に山積みにしたままである。次稿を期したい。

(宇治市歴史資料館・囑託)

〔注〕

- 1) 川村博忠(1984):『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院, 534頁。同(1992):『国絵図』吉川弘文館, 251頁。
- 2) 土田直鎮(1979, 1980, 1981):『現存古地図の歴史地理学的研究(一般研究A)』, 東京大学史料編纂所報, 14, 15, 16号に報告がある。また, 16号の31~35頁に調査で判明した国絵図の一覧表が載せられている。
- 3) 黒田日出雄(1980):『現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について——江戸幕府国絵図・郷帳管見(二)——』, 東京大学史料編纂所報, 15号, 1~21頁。
- 4) 杉本史子:『国絵図作製事業と近世国家』, 歴史学研究, 1988年別冊ほか。
- 5) 上原秀明(1992):『慶長肥後国絵図の記載内容について』, 熊本短大論集, 43-1, は記載内容の史料化と問題点を指摘し, 同(1993):『慶長肥後国絵図の歴史地理学的研究——その構造と表現法——』, は先の問題を検討した。また, この他に市町村史でそれらの行政区画の範囲のみを資料化したものを除いて, 国絵図全体の記載内容を資料化し, 検討したものに, 八木哲浩(1980):『慶長十年摂津国絵図』, 地域史研究, 10-1号, 13~29頁, 福島雅蔵(1987):『慶長十年九月和泉国絵図について』, 花園史学, 4号, 齊藤明子(1989):『元禄上野国絵図の記載内容について』, 双文, 6, 1~54頁, 足利健亮・金田章裕編(1991):『藤井寺市史第10巻史料編八上』藤井寺市, 690頁。などがあるが, 国絵図の全体量からして一部にすぎない。
- 6) 以下, 本論では特にことわらない限り, 国絵図に関する一般的概要と比較した他国国絵図の特徴は前掲1), 3) によっている。
- 7) 福井 保(1978):『内閣文庫所蔵の国絵図について(続)』, 北の丸(国立公文書館報), 10, 3~23頁。
- 8) 前掲3), 17頁。
- 9) 長岡京市史編さん委員会編(1992):『長岡京市史資料編二』, 690~691頁(永井家文書, 「代官奉行五味豊直書状」)。
- 10) 村差出帳には, a. 東京大学史料編纂所編(1971):『大日本古文書家わけ第十七大徳寺文書之九』328~333頁(正保2年8月29日「大宮郷在所家数人数之日録」), b. 京都市編(1993):『史料京都の歴史第6巻北区』323~324, 353~354, 371~372頁(鹿苑寺文書, 正保2年10月1日「山城国葛野郡北山郷四方境覚」), c. 長岡京市史編さん委員会編(1992):『長岡京市史資料編三』232~233頁(佐藤年秀家文書, 正保3年「長法寺村明細書上」)などがある。この他に, b. の北山郷に関連しては, 調査の状態がd. 赤松俊秀(1958)編:『隔賞記第1』, 金閣寺, 738~743頁に記されている。これらの国絵図調査の実態についても別稿を記すこととなる。
- 11) 大山崎町史編纂委員会編(1981)『大山崎町史料編』, 253~254頁(離宮八幡宮文書, 宝永3年「山論裁許状写」)によると, 摂津国広瀬村と山城国大山崎村との間で山境(国境)改が行なわれている。
- 12) 伊勢田来迎寺文書, 宇治市歴史資料館のマイクロフィルムによったが, 13)の240頁に宇治市域の村名と石高は表になっている。ただし, 国絵図や郷帳によると表の宇治郷1,482.213石は3,482.233石, 六地藏村30.75石は30.754石の誤りであると考えられる。
- 13) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎編(1976):『宇治市史3近世の歴史と景観』宇治市, 238頁。
- 14) 前掲12)。
- 15) 宇治田原町史編さん資料1, 190文書。
- 16) 角川日本地名大辞典編纂委員会編(1982), 角川書店。
- 17) 田辺町近代誌編さん委員会編(1987):『田辺町近世近代資料集』, 69~80頁。
- 18) 京都市編(1965):『史料京都の歴史3政治・行政』平凡社の付録図表「山城国各村領主別石高表」によった。
- 19) こうした問題については, 横田冬彦:『元禄郷帳と国絵図——丹波国を中心として——』, 文化学年報4号に詳しい。
- 20) 前掲3), 18頁。
- 21) 滋賀県立近代美術館編(1988):『特別展近江八景——湖国風景画の成立と展開』, 図版40~41頁。解説128頁に, 正保国絵図, 元禄国絵図, 天保国絵図(滋賀県重要文化財)が掲載され, 解説されている。前掲2)16号の史料編纂所の国絵図一覧表にはなく新たに付け加えなければならないし, 今後の検討課題である。

- 22) 前掲17) に収められる他に、精華町史編さん委員会編(1992)：『精華町史史料篇II』にも多くの文書が収められている。
- 23) 京都市編(1985)：『史料京都の歴史左京区8』平凡社, 583～585頁。46〔岡田(浩)家文書〕。
- 24) 高槻市史編さん委員会編(1979)：『高槻市史第4巻(二)史料編III』の「13 山林」458～493頁に多くの争論文書が収められている。
- 25) 長澤孝三(1984)：国立公文書館内閣文庫所蔵国絵図・郷帳の重要文化財指定について、北の丸(国立公文書館報), 16, の巻頭図版による。

〔付記〕

本稿は、1993年度の歴史地理学会大会において報告した内容に加筆修正したものである。国絵図については花園大学の福島雅蔵先生と熊本短期大学の上原秀明先生に、郷帳については奈良大学の鎌田道隆先生にご教示を頂きました。また、富山大学の溝口常俊先生にも適切なご指導を賜りました。日頃よりご助言と励ましの言葉を頂いております佛教大学の桑原公徳先生、京都大学の金田章裕先生とともに厚くお礼申し上げます。